



環指令第146号

## 許 可 証

住 所 下妻市大木1252番地3  
氏 名 株式会社 新栄商事  
代表取締役 桜 井 清

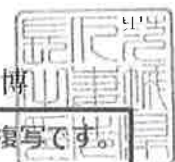


令和5年10月5日に申請（更新）のあった処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条6項の規定により次のとおり許可する。

営業の所在地 及び名称	下妻市大木1266番地 外9筆 株式会社 新栄商事 代表取締役 桜 井 清
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物
業務の種類	処分業
施設の所在地	下妻市大木1266番地 外9筆
営業の区域	下妻市及び周辺地域
処理料金	搬入者との契約による
営業許可期間	令和5年11月19日～令和7年11月18日
条 件	一般廃棄物処理実績報告書の提出 公害防止協定の遵守

令和5年11月7日

下妻市長 菊 池 博



この許可証は複写です。  
(ホームページDL版)